

～熊野町の平成26年度の決算を身近な金額にたとえると～

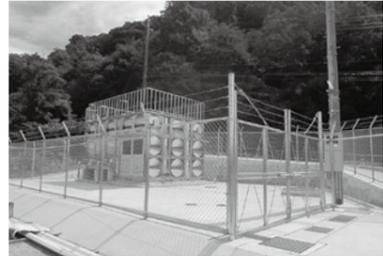


● 主な整備事業 ※ 建設事業費全体では4億8,726万円を支出しています。

小・中学校大規模改造事業(初神・萩原) 深原地区町有地造成事業(萩原・新宮) くまの・みらい交流館(仮称)建設事業(神田)



第二小体育館



事業費 2,516万円

安心安全な教育環境を整備するため、第二小学校体育館の天井落下防止工事、耐震性能が国の基準を下回る熊野東中学校普通教室棟の耐震補強工事を行いました。



事業費 9,196万円

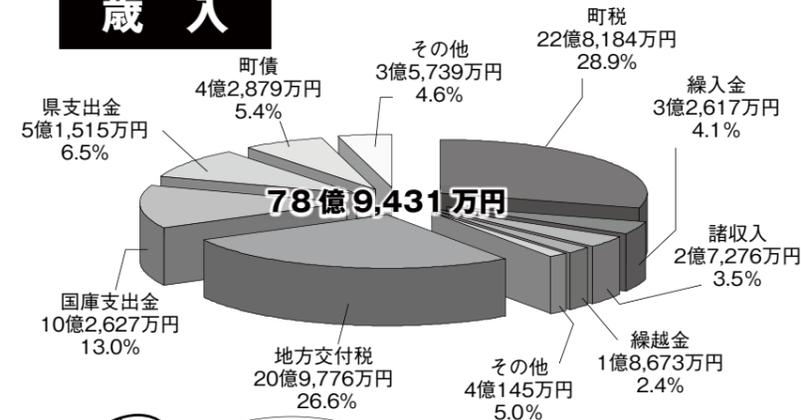
熊野団地地区都市再生整備計画の中核施設として、老朽化が進む西公民館を移転新築することとし、施設の実施設計及び敷地の造成工事を行いました。

平成26年度 決算をお知らせします

平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)の決算が9月定例議会で認定されました。
※数値については表記単位未満を端数処理しています。

一般会計とは、福祉、道路、教育など町が一般行政を進めるための収入、支出を経理する会計です。

歳入

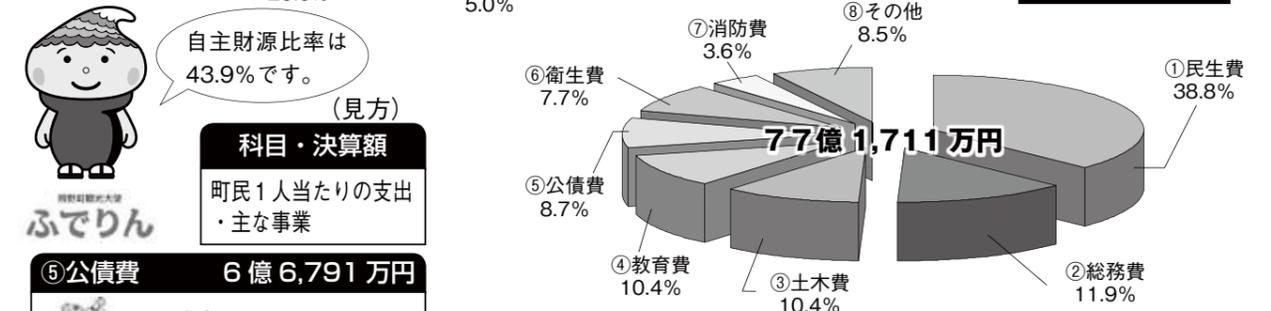


■ 一般会計

歳入 78億9,431万円
前年度比 1億3,330万円増(1.7%増)

歳出 77億1,711万円
前年度比 1億4,283万円増(1.9%増)

歳出



自主財源比率は43.9%です。(見方)

科目・決算額
町民1人当たりの支出・主な事業

⑤公債費 6億6,791万円 1人当たり 26,986円	⑥衛生費 5億9,380万円 1人当たり 23,992円 ・感染症、生活習慣病の予防対策 ・家庭用ごみ処理機、太陽光発電システム設置助成 ・乳幼児健康保持、母子保健啓発	③土木費 8億460万円 1人当たり 32,509円 ・深原地区町有地造成事業 ・橋梁維持修繕事業 ・熊野団地内都市再生整備事業	①民生費 29億9,148万円 1人当たり 120,868円 ・生活保護費の支給 ・保育所、福祉事務所の運営 ・子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金の支給
⑦消防費 2億8,113万円 1人当たり 11,359円 ・広島市消防への事務委託 ・消防団の活動・運営支援 ・災害時の備蓄物資調達	④教育費 8億169万円 1人当たり 32,392円 ・第二小体育館天井落下防止工事 ・熊野東中学校耐震補強工事 ・くまの・みらい交流館(仮称)建設事業(敷地造成)	②総務費 9億2,076万円 1人当たり 37,202円 ・おでかけ号の運行 ・筆の里工房開館20周年記念関連事業 ・市街地宅地評価法の導入	

⑧その他(商工費、議会費、農林水産業費、諸支出金) 6億5,574万円
1人当たり 26,495円
・観光PRや地域情報発信 ・ため池堤体整備 ・イノシシ等の駆除 ・林道の整備や維持管理

※各説明の番号は円グラフ中の番号と呼応しています。

特別会計及び企業会計

会計名	歳入	歳出	差引	
国民健康保険事業特別会計	34億4,607万円	34億2,038万円	2,569万円	
公共下水道事業特別会計	8億4,602万円	8億3,692万円	910万円	
後期高齢者医療特別会計	5億5,517万円	5億4,680万円	837万円	
介護保険特別会計	20億7,148万円	19億6,433万円	1億715万円	
上水道事業会計	収益的収支	5億2,901万円	4億8,203万円	4,698万円
	資本的収支	4,239万円	8,416万円	△4,177万円

特別会計とは、特定の事業を行うため、一般会計とは別に、その収入、支出を経理する会計です。

平成26年度決算に基づく財政の健全性に関する比率について

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりです。当町では、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」又は「経営健全化基準」を下回り、健全財政を維持しています。なお、この健全化判断比率等の詳細は、ホームページでご覧いただけます。

● 健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	将来負担比率 地方債残高など、一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
健全化判断比率	-	-	9.9	11.8
(早期健全化基準)	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)
県内平均	-	-	11.7	118.6

注) 実質赤字額または連結赤字額がない場合は、「-」を記載しています。

● 資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)

区分	上水道事業会計(法適用企業)	公共下水道事業特別会計(法非適用企業)	問合せ先 企画財政課 ☎820-5632
資金不足比率 (経営健全化基準)	-	-	
	(20.0) ※公営企業ごと		

注) 資金不足額がない場合は、「-」を記載しています。